

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

現在、我が国におけるウイルス性肝炎患者は、350万人以上いると推定され、国は肝硬変、肝がん患者を含むウイルス性肝炎患者に対するインターフェロン、核酸アナログ製剤を中心とする一定の抗ウイルス療法について、予算に基づく医療費助成を実施している。

しかしながら、この助成制度は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に及んでおり、特に肝硬変、肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、余命少なくならなければ認定されないとといった実態が報告されるなど、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

さらに、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時に附帯決議がなされたが、国においては、肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変、肝がん患者への医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 ウィルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国 会 あ て
内 閣

平成25年12月20日提出

提出者	相模原市議会議員	大崎秀治
提出者	相模原市議会議員	小林倫明
提出者	相模原市議会議員	市川圭
提出者	相模原市議会議員	寺田弘子
提出者	相模原市議会議員	桜井はるな
提出者	相模原市議会議員	野元好美
提出者	相模原市議会議員	松永千賀子
提出者	相模原市議会議員	中村昌治
提出者	相模原市議会議員	沼倉孝太
提出者	相模原市議会議員	菅原康行